

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	釧路市立高等看護学院
設置者名	釧路市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
3年課程	看護科	夜・通信	36単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報 <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	釧路市立高等看護学院
設置者名	釧路市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	高等看護学院運営委員会
役割	組織の最適化、環境づくり 学生の教育環境の検討 コンプライアンス（法令遵守） 財政状況の認識

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
市立釧路総合病院 事務部長	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	臨地実習先運営管理者
市立釧路総合病院 看護部長	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	臨地実習先責任者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	釧路市立高等看護学院
設置者名	釧路市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程、学則、学年別履修科目、学科進度、シラバスについては年度初めに教員が説明。(学生便覧、教育計画、実習要綱などを配布する。)</li> <li>・取得単位数は看護教育課程 106 単位(基礎分野 14 単位、専門基礎分野 23 単位、専門分野 69 単位) 1 学年で取得すべき単位は 44 単位、2 学年で取得すべき単位は 37 単位、3 学年で取得すべき単位は 25 単位である。</li> <li>・講義及び演習は 15～30 時間、実験・実習(臨地実習を含む)及び実技は 30～45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記ホームページでも公開しておりますが、学生便覧・教育計画・実習要綱・シラバスの閲覧を希望する方は、当学院までご連絡をお願いします。</li> </ul> <p>釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報  <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

**【学科の評価方法】**

- ・授業科目のうち授業区分が講義、実習、実技又は実験であるもの（以下「学科」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、かつ、講義終了後に行う試験（以下「学科試験」という。）の成績が合格点に達したのに対し、単位を与えるものとする。また、この試験の評価の結果、合格点に達しないものについては、再試験を行うことができる。
- ・学科試験は、各学科の講師ごとに行うものとし、1試験につき100点を満点とし、60点を合格点とする。
- ・1学科について複数の学科試験を行ったときは、それらの平均点（1点未満の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。）により評価するものとする。
- ・疾病その他やむを得ない理由により、学科試験を受けることが出来なかった者については、追試験を行うことができる。この場合においては、得点から2割を減じた点数により評価するものとする。また、その試験を受けようとする者は、試験願を提出しなければならない。
- ・出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、学院長がやむを得ない理由があると認めるときは、講義、レポートの提出等をもって補習とし、欠席した授業への出席に代えることができる。
- ・単位認定の資格は原則として各科目の授業・臨地実習時間の3分の2以上に相当する時間を出席した者とする。ただし、筆記試験開始から試験時間の3分の1以上を遅刻した場合は、受験資格を失う。

**【実習の評価方法】**

- ・授業科目のうち臨地実習（以下「実習」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、評価点が合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。
- ・授業科目ごとの評価は、100点を満点とし、60点を合格点とする。また、この評価の結果、合格点に達しない者については、評価内容を勘案した上再実習を行い、再評価することができる。
- ・出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、再実習をすることができる。但し、学院長が認めるときは、欠席した時間の補習実習を行い、欠席した実習への出席に代えることができる。また、再実習又は補習実習を受けようとする者は再実習・補習実習願を提出しなければならない。

**【単位未取得が生じた場合】**

- ・当該年度において単位未取得が生じた場合は、次年度再履修をし、出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をもって学科試験を受けることができる。
- ・実習においても上記に準ずるが、基礎看護実習または専門分野の実習単位を取得しなければ、総合実習に進むことはできない。
- ・取得できなかった単位があるときは、当該単位を1年以内に取得しなければならない。
- ・教務会議及び単位認定会議を経て、その結果を以て学院長は所定の単位を修得した者に対し、年度末に各学生へ「単位認定通知」を送付する。

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年ごとに各学生の科目別平均点、全科目平均点、学年順位を明らかにする。その内容を資料とし、単位認定会議において各学生の成績順位を判定する。</li> <li>・判定した成績順位により成績下位者 1/4 を判定する。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報  <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学院長は出席状況・単位取得状況・単位未取得者状況を基に所定の単位を取得した者に対し、卒業認定会議を経て卒業を認める。</li> <li>・学院長は卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与し、専門士（医療専門課程）と称することを認める。</li> <li>・本学院を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報  <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	釧路市立高等看護学院
設置者名	釧路市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		3年課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	106 単位時間/単位	80 単位	単位時間 /単位	24 単位	単位時間 /単位	2 単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90人		86人	0人	9人	121人	130人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）
<p>【様式第2号の3より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程、学則、学年別履修科目、学科進度、シラバスについては年度初めに教員が説明。（学生便覧、教育計画、実習要綱などを配布する。）</li> <li>・取得単位数は看護教育課程106単位（基礎分野14単位、専門基礎分野23単位、専門分野69単位）1学年で取得すべき単位は44単位、2学年で取得すべき単位は37単位、3学年で取得すべき単位は25単位である。</li> <li>・講義及び演習は15～30時間、実験・実習（臨地実習を含む）及び実技は30～45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。</li> </ul>
成績評価の基準・方法
（概要）
<p>様式第2号の3より再掲】</p> <p>【学科の評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業科目のうち授業区分が講義、実習、実技又は実験であるもの（以下「学科」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、かつ、講義</li> </ul>

<p>終了後に行う試験（以下「学科試験」という。）の成績が合格点に達したものに対し、単位を与えるものとする。また、この試験の評価の結果、合格点に達しないものについては、再試験を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学科試験は、各学科の講師ごとに行うものとし、1試験につき100点を満点とし、60点を合格点とする。</li> <li>1学科について複数の学科試験を行ったときは、それらの平均点（1点未満の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。）により評価するものとする。</li> </ul> <p><b>【実習の評価方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目のうち臨地実習（以下「実習」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、評価点が合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。</li> <li>授業科目ごとの評価は、100点を満点とし、60点を合格点とする。</li> </ul>
---

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1、2学年生は出席状況・単位取得状況・単位未取得者状況を基に、教務会議及び単位認定会議を経て、その結果を以て学院長は所定の単位を修得した者に対し、年度末に「単位認定通知」を送付する。</li> <li>3学年生は出席状況・単位取得状況・単位未取得者状況を基に卒業認定会議を経てその結果を以て学院長は所定の単位を修得した者に対し、卒業証書を授与し、専門士（医療専門課程）と称することを認める。</li> </ul>
---

<p>学修支援等</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な個人面談</li> <li>学生相談（臨床心理士、スクールカウンセラー）</li> <li>保護者も交えた面談</li> </ul>
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
28人 (100%)	人 (%)	27人 (96%)	1人 (4%)
<p>（主な就職、業界等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立釧路総合病院</li> </ul>			
<p>（就職指導内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院説明会</li> </ul>			
<p>（主な学修成果（資格・検定等））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師国家試験の受験資格</li> <li>保健師、助産師学校の受験資格</li> <li>専門士（医療専門課程）</li> </ul>			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
88 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	100,000 円	360,000 円	48,000 円	・教材費 左記に含まれないもの ・教科書代、実習衣、保険料、 予防接種費用等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市保健医療従事者修学資金制度</li> <li>・日本学生支援機構奨学金制度</li> <li>・北海道看護職員養成修学資金貸付制度</li> </ul>				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・年1回3月に学校関係者で会議を実施、その結果をホームページで公表 釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報 <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価は「教育理念・教育目的」「教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会/国際交流」「研究」の9カテゴリー106項目に基づき、5段階リッカート尺度を用いて点数化し平均値を示す。</li> <li>・評価委員会の構成は、2名以上とし臨地実習先から選出する。(令和5年度は2名)</li> <li>・評価結果により、要改善が示された場合は、学院長の指示により適宜検討を行い、当該年度内に早期改善に向けた取り組みを行う。</li> </ul>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市立釧路総合病院 事務部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	臨地実習先運営管理者
市立釧路総合病院 看護部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	臨地実習先責任者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報 <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		



c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

釧路市 HP→釧路市立高等看護学院→学院情報

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1005270/1005272.html>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H101220600063
学校名 (〇〇大学 等)	鉦路市立高等看護学院
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	鉦路市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		15人（ ）人	14人（ ）人	15人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
区分外（多子世帯）	0人	0人		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				15人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	0人
後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	-人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	-人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。